平成２３年（フ）第３７０号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割27番地65
債務者　田村　静子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３９０号
盛岡市永井25地割33番地65　コーポミラージュ101号
債務者　酒井　千廣
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７５号
宮城県石巻市山下町２丁目１番49号、前住所宮城県石巻市錦町３番44号　錦マンションＢ－１号
債務者　高橋　克明
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
福島県郡山市昭和２丁目22番９号
債務者　菊地　克郎
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
兵庫県淡路市岩屋822番地
債務者　愛宕　法幸
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第６０号
兵庫県淡路市岩屋822番地
債務者　愛宕　裕美
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７０号
山口県下関市大字清末2550番地５　市営清末時末住宅140号、前住所山口県下関市今浦町５番18号
債務者　松原孝吉こと　鄭　　萬順
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
山口県下関市長府八幡町６番Ｒ２－405号
市営長府前八幡住宅
債務者　河内　　修
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1409番地１
債務者　馬渡　大輔
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
長崎県対馬市厳原町浅藻10番地、前住所長崎県対馬市厳原町西里115番地１ハイム大東405号
債務者　小森　重臣
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
宮崎県日向市浜町３丁目38番地
債務者　岡田ハル子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１５６号
鹿児島県志布志市志布志町安楽190番地78若葉団地２号棟504号、前住所鹿児島県阿久根市波留3116番地４　県営諏訪団地１号棟101号
債務者　山之内陽子（旧姓柿野）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
鹿児島県鹿屋市西原２丁目37番20号　フェザン西原台103号
債務者　川畑　了司
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
奈良県桜井市大字上之宮381番地、申立時の住所奈良県桜井市大字橋本494番地の２
債務者　伊藤　順子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３６７号
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅４－202
債務者　松本　　剛
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４００号
奈良県生駒郡平群町北信貴ヶ丘２丁目12番１号
債務者　田中　毎幸
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４０６号
奈良県生駒市東生駒１丁目61番地３
債務者　米工務店こと　米　　藤弘
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
奈良地方裁判所